

誰もが安心できる在宅療養が可能となる訪問看護の実現を求める意見書

近年、急速に高齢化が進む中、医療・介護のサービス提供体制の充実が求められており、24時間のサービス提供、看取り、認知症対応などの訪問看護の必要性がますます高まっている。

そのような中、2012年に社会保障制度改革推進法が成立し、社会保障制度改革の基本的な考え方と基本方針が明記された。これに基づき、医療・介護の分野では、早期の社会復帰・在宅復帰や、医療・介護・予防・住居・生活支援の一体的な提供のため、病床の機能分化・連携及び地域包括ケアシステムの構築などが進められてきている。

しかし、所得の少ない高齢者などにおいては、高額な自己負担と感じて必要な訪問看護サービスの利用を控えたり、介護事業所においては、人手不足や報酬改定の影響により、事業継続が危ぶまれたりするなどの問題が懸念される。

こうしたことから、安心して在宅で暮らし続けたいという高齢者の思いに寄り添うことができる地域包括ケアシステムの構築、とりわけ訪問看護事業の更なる充実が求められている。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 訪問看護サービス利用者の経済的な負担の軽減を検討すること。
- 2 24時間のサービス提供、看取り、認知症対応などの訪問看護事業が適正に機能するよう、諸施策を検討すること。
- 3 訪問看護サービスを担う看護師を確保し、養成するための対策を講ずること。

以上、地方自治法99条に規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民進党市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員
及び維新の党中山真一議員